平成３０年（フ）第１０６号
新潟市東区下場本町３番36号　センシアＡ202号
債務者　佐海　洋子
1　決定年月日時　平成30年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１１８号
新潟市東区津島屋４丁目72番地
債務者　櫻澤　　弘
1　決定年月日時　平成30年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１２５号
新潟市秋葉区中新田314番地１
債務者　昆　　英伸
1　決定年月日時　平成30年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１２６号
新潟市東区藤見町１丁目15番１－Ｃ16号
債務者　松田　禮子
1　決定年月日時　平成30年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１３８号
新潟市秋葉区新町１丁目９番22―21号
債務者　玉井　稔子
1　決定年月日時　平成30年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第９４号
山梨県甲府市大里町3683番地２コーポラス植田203
債務者　吉岡　秀樹
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１０３号
山梨県山梨市落合724番地の２
債務者　水上　雅人
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１０４号
山梨県笛吹市御坂町井之上671番地12
債務者　清野　　誠
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１０７号
山梨県甲州市大和町日影194番地、住民票上の住所山梨県山梨市歌田948番地の２
債務者　木下　清都
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１１０号
山梨県甲州市塩山上塩後344番地１　あい甲州205号室、前住所山梨県甲州市勝沼町勝沼666番地３
債務者　**西**山　**芳**夫
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第６８号
長野市大字高田879番地４
債務者　金木　純子
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第７４号
長野県須坂市旭ケ丘３番地２　（Ｃ１―304）
債務者　渡邉　重芳
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３５号
長野県上田市中之条1203番地１　市住Ｃ―12棟203号
債務者　加部　昭子
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
長野地方裁判所上田支部

平成３０年（フ）第４６号
長野県松本市平田西２丁目14番12号　レジデンス筒井Ⅱ101
債務者　山本イク美
1　決定年月日時　平成30年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第４８号
長野県松本市井川城３丁目10番56号　エスポワールカサイ1203号
債務者　宮野　敦子
1　決定年月日時　平成30年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第１３５９号
名古屋市熱田区三本松町10番３号　メゾン熱田東303号
債務者　太田　恒彦
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３８９号
愛知県海部郡大治町大字三本木字前深田33番地の３　グレース名西402号
債務者　田中　弘子
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部